

堰等管理支援業務委託費積算基準（案）

1. 適用範囲

この積算基準（案）は、東北地方整備局が発注する堰等管理支援業務を委託する場合に適用するものとする。

2. 業務委託費

堰等管理支援業務の積算については、河川巡視業務委託費積算基準(案)に準拠するものとする。